



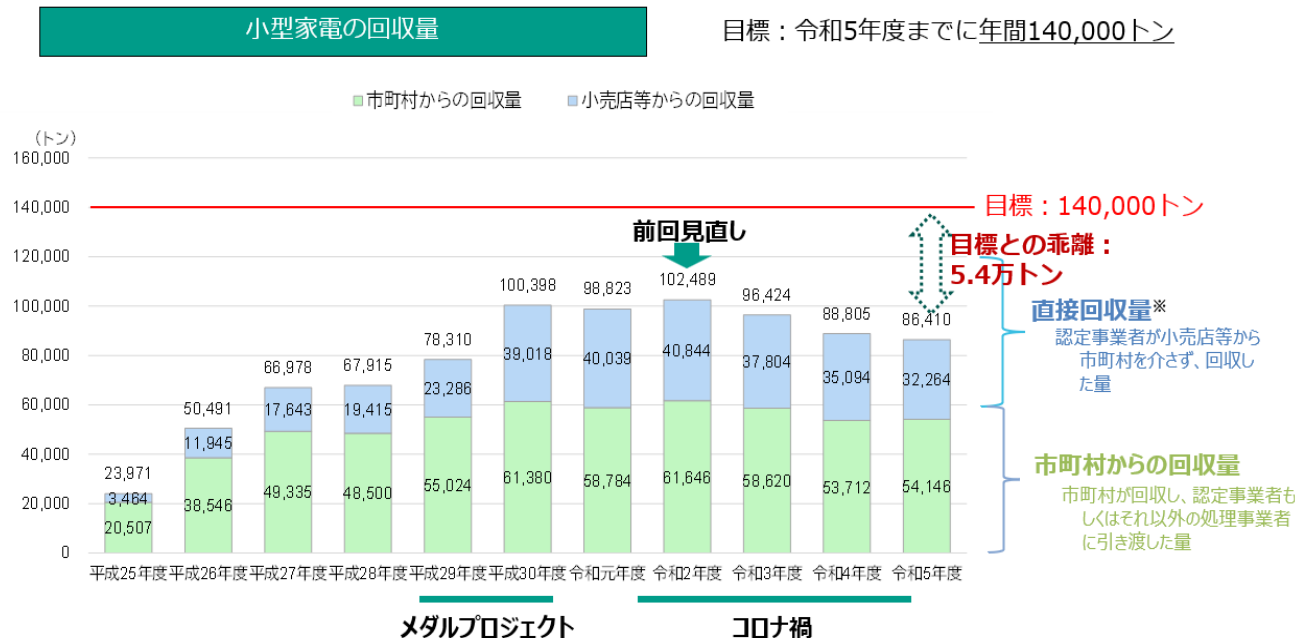
小型家電リサイクル制度の評価・検討について

令和 7 年10月24日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

小型家電リサイクル法 評価・検討の進め方（案）

- 平成25年に小型家電リサイクル法が施行されてから約12年が経過し、小型家電リサイクル法の基本方針の中で、「**令和5年度までに年間14万トン/年の回収量**」を目標としているが、**令和5年度実績で8.6万トン/年**となっており、**目標未達**となっている。
- 環境省及び経済産業省の合同会議において、5年に1度、制度全般の課題について制度見直しも含めて評価・検討・議論しており、直近では**令和7年2月末に開催**し、令和5年度の施行状況の報告と、回収量拡大の論点について議論を行った。
- 法施行後の動きとして、令和元年に策定されたプラスチック資源循環戦略では“**2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用する**”等の目標が作成され、令和4年にはプラスチック資源循環促進法が施行された。また、令和6年には第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、「循環経済に関する関係閣僚会議」では「循環経済への移行加速化パッケージ」が取りまとめられており、**資源循環を国家戦略として政府一体となり推進**することとしている。
- さらに、令和4年に施行された経済安全保障推進法に基づき「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」が策定され、**重要鉱物の安定供給確保に関する目標達成に向け、リサイクルを含む施策を総動員して取り組むこと**としている。
- こうした資源循環を取り巻く環境の変化に対応するため、小型家電リサイクル制度においては、**回収量目標の在り方や、回収量拡大に必要な施策、政令改正（品目追加等）を含めた必要な見直しを行ってはどうか。**



循環経済に関する関係閣僚会議
（第1回：令和6年7月30日、
第2回：令和6年12月27日）

小型家電リサイクル法 評価・検討の主な論点（案）

- 今回の合同会議では、「1. 国内資源循環の推進」、「2. 変化への対応と発展的要素」、「3. 制度の安定化・効率化」という3つの軸において取りまとめを行うこととしたい。

軸	論点	見直しの方向性
1. 国内資源循環の推進	①小型家電リサイクルの高度化	a. 小型家電から回収されるプラスチックのリサイクルに関して推進する文言を基本方針に追記 b. 小型家電から回収される重要鉱物資源のリサイクルに関して推進する文言を基本方針に追記
	②リユース可能な製品の流通促進	小型家電のリユースに関して推進する文言を基本方針に追記
2. 変化への対応と発展的要素	③品目追加	加熱式たばこ・電子たばこ・モバイルバッテリー・ポータブル電源を対象品目に追加
	④LiB発火事故への対応	LiB含有製品に由来する発火事故の増加リスクに対応
	⑤小型家電リサイクル法以外により適正処理された小型家電の扱い	資源有効利用促進法・再資源化事業等高度化法に基づく回収や国内外のe-scrapの回収についても回収量目標に含めるよう基本方針を見直し
3. 制度の安定化・効率化	⑥回収量の増加	a. 市町村による回収の強化
		b. 宅配便回収等による直接回収の強化 (宅配運送事業者等の参入障壁の除去、地域通貨連動インセンティブ等)
		c. 家電量販店・回収拠点経由での直接回収の強化
		d. 産廃系小型家電の回収強化 (運送事業者等のDX活用によるトレサビ確保、マニフェストの扱い)
	⑦認定事業者のあるべき姿の実現	認定事業者の意識付け・再資源化の高度化

※前回会議（令和7年2月）では、小型家電製造事業者に自治体の回収・選別・リサイクル費用を求める意見もあった。

回収量目標について

小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績

- 令和5年度における**小型家電の回収量は86,410トン**となっており、令和4年度に比べて、市町村からの回収量は微増、直接回収量は減少しており、全体としては**約3%の減少**となった。
- 過去最大回収実績は令和2年度の10.2万トンであり、以降毎年漸減傾向にある。

小型家電の回収量

目標：令和5年度までに年間140,000トン



※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む（以下同じ。）

出典）平成26年度～令和6年度市町村アンケート調査、平成26年度～令和6年度認定事業者調査

令和 5 年度実績の目標未達原因等の分析

■ 令和 5 年度の回収量目標未達の原因として、以下のような理由が考えられる。

- 市町村の回収量の停滞（逆有償の拡大等）
- 小型家電リサイクル法以外の多様な回収手段
- 消費者の認知不足
- 小型家電の軽量化 等

小型家電リサイクル法における回収量目標の設定について

- 法制検討にあたっては、採算性確保が前提条件との考え方から、一定の条件を置いた費用対効果分析を行った結果、回収量14万t/年のケースで便益が費用を上回ったことから、平成27年度の回収量目標値として14万t/年が設定された。
- 令和元年度に行った合同会合において、回収量目標は「**令和5年度までに14万トン/年**」と設定された。
- 法施行から約12年が経過し、様々な変化が生じている。**回収量目標として、目標年度・回収量についてどのように設定すべきか。**（論点⑤にて深堀り）

＜目標値の設定について＞

- 採算性の確保が制度構築の前提条件と考えられるため、採算性確保の観点から目標値の設定を検討。回収された品目の品位等の諸条件にも依存するが、費用対効果分析結果の一例を踏まえると採算性を確保するためには、約14万tの回収量が必要との試算結果が得られた。
- この回収量を元に、制度開始時から目標設定年度までのシナリオを設定して、その妥当性を確認した。
※回収量を（A）自治体の回収量と（B）認定事業者から委託を受けた小売店等（資源法にもとづく回収ルートやMRN等を含む。）の回収量、に分解。また、（A）については、更に、①小型電子機器等の分別を実施する自治体数（小型電子機器等分別自治体人口）と、②小型電子機器等の分別を実施する自治体内における回収量、の2つの要素に分解して実現可能性を検証。
- 以上より、回収量の目標値は平成27年度で14万t/年、1人1年当たりに換算して約1kg/年・人としてはどうか。

表 制度開始時から平成27年度までのシナリオ（案）と回収量

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(A) 自治体の回収量 (①、②より推計)	約6,500t/年 約50g/年・人 (1%)	約33,000t/年 約260g/年・人 (5%)	約104,000t/年 約820g/年・人 (16%)
①小型電子機器等 分別自治体人口	約2,500万人 (日本全国の約20%)	約6,400万人 (日本全国の約50%)	約10,000万人 (日本全国の約80%)
②小型電子機器等 分別自治体回収量	約260g/年・人 (自治体回収率5%)	約510g/年・人 (自治体回収率10%)	約1,000g/年・人 (自治体回収率20%)
(B) 小売店等の回収量(認定 事業者から委託を受けた小 売店等の回収量)	約6,500 t/年 約50g/年・人 (1%)	約19,000 t/年 約150g/年・人 (3%)	約33,000 t/年 約260g/年・人 (5%)
(A) + (B) 回収量合計	約13,000 t/年 約100g/年・人 (2%)	約52,000t/年 約410g/年・人 (8%)	約140,000t/年 約1,100g/年・人 (21%)

＜シナリオの実現可能性の検証結果＞

- (A) 使用済小型電気電子機器リサイクルに関するアンケート調査結果(第9回小委員会 参考資料2)を参考にシナリオを検証(実施済み、実施予定)H25年度までに開始、新制度導入で実施予定の合計32.6%、新制度導入でどちらかという実施方針31.4%。
モデル事業参加自治体における回収率を参考にシナリオを検証(最大で17.9%、平均5.2%)、制度開始当初、回収率は伸び悩むものの広報・普及啓発により回収率が伸びていくものと仮定。
- (B) 今年度実施した消費者アンケート調査結果を参考にシナリオを検証(小売店への排出割合は自治体への排出割合と同程度。アンケート調査結果の不確実性に配慮し、安全率を考慮し小型電子機器等分別自治体回収率の約1/4と仮定)。

※費用対効果分析より設定

1. 国内資源循環の推進

① 小型家電リサイクルの高度化（a. プラスチックのリサイクル）

- プラスチック資源循環戦略のマイルストーンでは、“**2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用する**”とされている。
- 一方、小型家電リサイクル認定事業者が選別したプラスチックのうち、**約 6 割が熱回収**されている。
- プラスチック資源循環促進法の施行や、自動車向け再生プラスチックの需要の高まりから、小型家電リサイクル制度においても、**基本方針にプラスチックリサイクルの推進に関して記載してはどうか。**

＜プラスチック資源循環戦略のマイルストーン＞

＜リデュース＞

- ① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

＜リユース・リサイクル＞

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6 割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

＜再生利用・バイオマスプラスチック＞

- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

＜小型家電に使用されるプラスチックの例＞



炊飯器

●プラスチック (30%)

↳PP (1,088g)

↳SPS (380g)

※ シンジオタクチックポリスチレン

↳ABS (91g)

↳不明 (145g)

●金属 (64%)



出典) 東京都 令和5年度革新的技術・ビジネス推進プロジェクト（調査・分析事業）「小型家電由来の廃プラスチック再資源化の加速：大規模店舗回収ルートと高度選別技術による一気通貫な資源循環プロセスの構築」

＜認定事業者による小型家電選別後のプラスチックの処理状況＞

	H26	H30	R01	R02	R03	R04	R05
再資源化されたプラスチック	1,863t	3,583t	5,832t	7,529t	10,395t	10,435t	11,948t
熱回収されたプラスチック	7,781t	21,720t	21,292t	25,301t	20,455t	18,699t	16,710t

出典) 環境省 小型家電リサイクル認定事業者調査（平成26年度～令和6年度）

① 小型家電リサイクルの高度化（b. 重要鉱物資源）

- 認定事業者が処理した小型家電のうち、選別後に精練等にて抽出した金属の重量は以下表のとおり。
- 半導体基板やリチウム蓄電池には、重要鉱物（パラジウム、ニッケル、コバルト、リチウム等）が使用されているものもある。
- 基本方針に重要鉱物のリサイクルの推進に関して記載してはどうか。

＜認定事業者が引き取った小型家電の再資源化実績＞

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	(金額換算)	
鉄	20,124t	26,326t	26,735t	30,145t	40,049t	41,310t	45,305t	41,372t	36,977t	36,119t	16.3 億円	17.1%
アルミ	1,527t	2,023t	1,991t	2,325t	3,029t	3,292t	3,661t	3,628t	3,753t	3,827t	8.2 億円	8.7%
銅	1,112t	1,469t	1,552t	1,747t	2,283t	2,297t	2,686t	3,110t	2,939t	2,211t	24.3 億円	25.6%
ステン・真鍮	99t	148t	206t	246t	349t	470t	525t	913t	874t	729t	2.1 億円	2.2%
金	143kg	214kg	181kg	245kg	479kg	627kg	340kg	291kg	371kg	322kg	37.6 億円	39.6%
銀	1,566kg	2,563kg	2,272kg	2,646kg	5,441kg	4,847kg	3,656kg	3,450kg	3,686kg	3,088kg	4.6 億円	4.8%
パラジウム	14kg	21kg	19kg	17kg	18kg	20kg	24kg	25kg	25kg	38kg	1.8 億円	1.9%

出典）環境省 小型家電リサイクル認定事業者調査（平成26年度～令和6年度）

※金属ごとに以下に示す令和6年6月1日の資源価格で試算。

鉄、アルミ、銅、真鍮：日刊市境通信社 メタル・リサイクル・マンスリーステンレス、金、銀、パラジウム：アルム出版社 レアメタルニュース

＜重要鉱物とは＞

金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族（パラジウム等）、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン、リン及びウランに限る。）をいう。 出典）経済産業省 重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針

② リユース可能な製品の流通促進

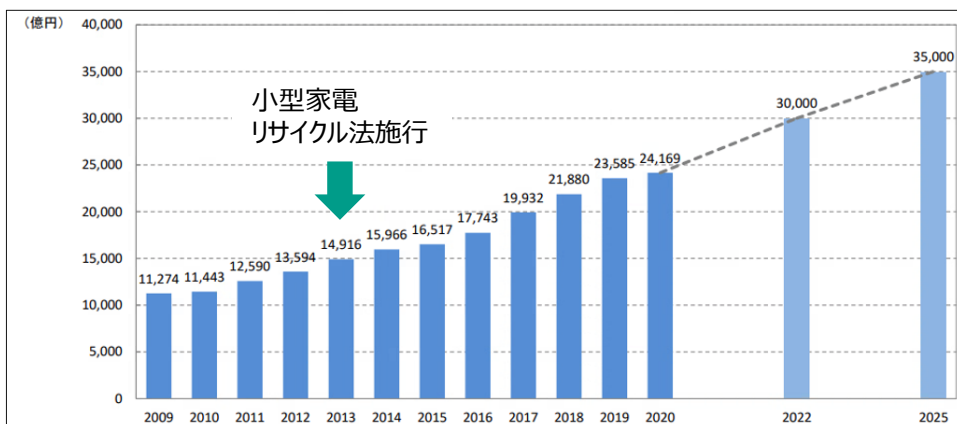
- 環境省は、令和7年度中にリユース等の促進に関するロードマップを作成し、リユースの促進を図る方針。
- 小型家電リサイクル認定事業者において、令和5年度に**使用済小型家電をリユース（再使用）した量は1,525トンで、リユースを実施した事業者は4社**である。
- 小型家電リサイクル法においても、**基本方針に自治体及び認定事業者等におけるリユースの促進に関して記載してはどうか。**

＜自治体及び認定事業者による使用済小型家電のリユース実績＞

R2	R3	R4	R5
2,009t	2,157t	2,724t	1,525t

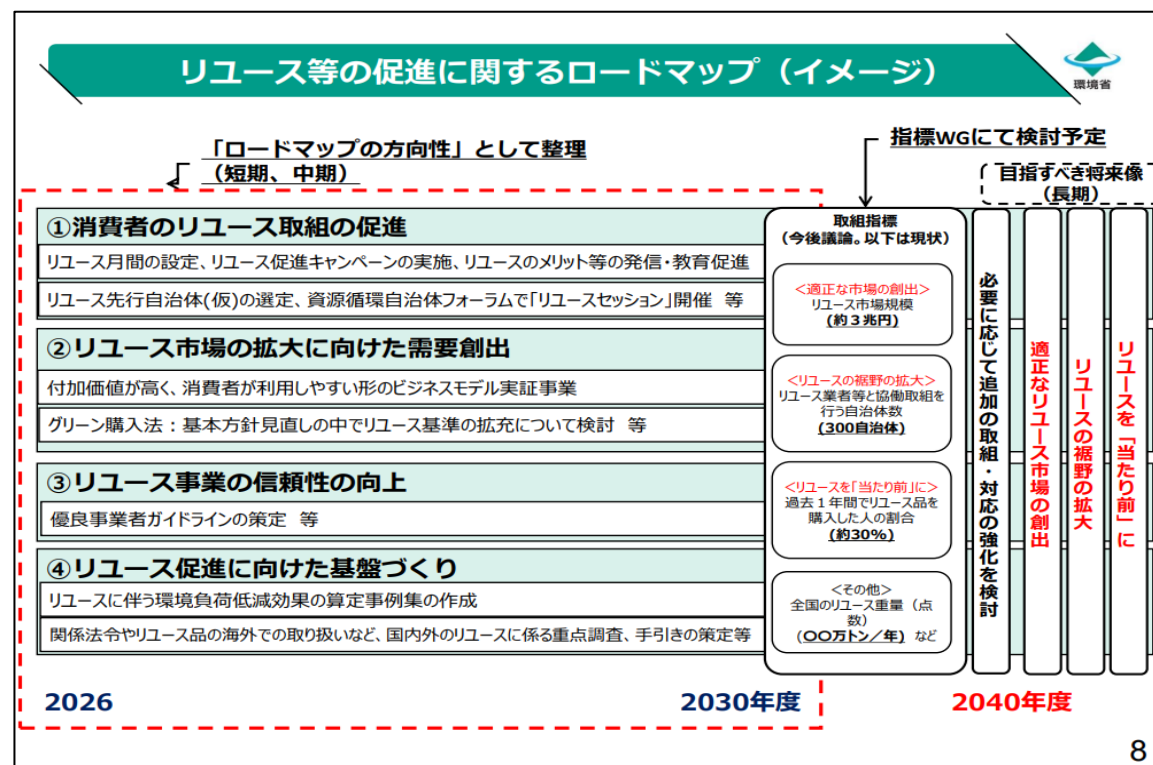
出典）小型家電リサイクル法に基づく第15条報告（実績報告）

＜リユース市場規模（国内の消費財における販売額）の経年変化と予測＞



出典：環境省 令和3年度リユース市場規模調査報告書
<https://www.env.go.jp/content/000064651.pdf>

＜自治体リユース等の促進に関するロードマップ（イメージ）＞



出典）環境省報道発表「リユース等の促進に関するロードマップの方向性の公表について」（2025年6月20日）

2. 変化への対応と発展的要素

③ 品目追加

- **資源有効利用促進法が改正**され、指定再資源化製品として、加熱式たばこデバイス及びモバイルバッテリー（電源装置）の追加が検討されている。小型家電リサイクル法でも**加熱式たばこデバイス、モバイルバッテリーについても対象品目に追加してはどうか。**
- 加熱式たばこと同じようにLiB一体型製品である**電子たばこデバイス**や、近年、災害用やキャンプ用等で販売されている**ポータブル電源**についても、対象品目への追加を検討してはどうか。

制度対象品目の要件

- ✓ 消費者が通常家庭で使用する電気機械器具
- ✓ 効率的な収集運搬が可能なもの
- ✓ 経済性の面における制約が著しくないもの

（小型家電リサイクル法第2条より）

＜対象品目への追加を検討する品目＞

- 加熱式たばこデバイス
- 電子たばこデバイス
- モバイルバッテリー
- ポータブル電源

※昨今流通量が増加している小型扇風機・ワイヤレスイヤホン・PCサーバーについては、現行法の対象品目に該当するものと整理。

※LiB一体型製品については、「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針に関する通知」（令和7年4月、環境省）に基づき、各自治体において適切な分別収集・適正処理等について判断されたい。

<参考> モバイルバッテリー・ポータブル電源とは

- モバイルバッテリーは、電気用品安全法では、「内蔵する単電池 1 個当たりの体積エネルギー密度が、400Wh/L（ワット時毎リットル）以上のものが対象」や、「出力が直流のものが対象」等※¹の定義がある。
- ポータブル電源は、電気用品安全法の規制対象外だが、経済産業省で「ポータブル電源の安全性要求事項」の報告書※²が取りまとめられている。
- 小型家電リサイクル制度としては、モバイルバッテリーとともに、効率的な収集運搬が可能な**ポータブル電源（以下①～③）の品目追加**を検討してはどうか。



①携帯形
ポータブル電源
（イメージ）



②移動形
ポータブル電源
（イメージ）



③可動形
ポータブル電源
（イメージ）

※ 1 出典）経済産業省 電気用品安全法 モバイルバッテリーに関するFAQ
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/mlb_faq.html

※ 2 出典）令和 5 年度「産業保安等技術基準策定研究開発等事業（ポータブル電源の安全性 能に係る技術基準等に関する調査）」より抜粋 https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/potaburu-denngenn-torimatome.pdf

③ 品目追加（自治体・認定事業者での課題）

- 加熱式たばこ、モバイルバッテリー等の品目追加を行った場合、自治体および小型家電リサイクル認定事業者において、それぞれ以下の懸念点がある。

<自治体での課題>

- ✓ 発火リスクが高い破損・変形した加熱式たばこ、モバイルバッテリー等が**回収BOX内で発火**する懸念がある。
- ✓ 使用済小型家電の収集時に**パッカー車等での火災事故が増加**する懸念がある。
- ✓ 収集した使用済小型家電の**保管時、選別時に火災事故が増加**する懸念がある。

<小型家電リサイクル認定事業者での課題>

- ✓ 発火リスクが高い破損・変形した加熱式たばこ、モバイルバッテリー等が混入される恐れがある（＝発火リスクが高い）。
- ✓ 小型家電の中に加熱式たばこ、モバイルバッテリーが混入されるため、破砕前に手選別で除去しなければならないが、大きさが小さいため**発見しにくい（＝破砕機での発火件数が増加する）**。
- ✓ 手解体は現実的ではなく、**自社でLiBの取り外し作業を行う事業者はほぼ存在しない**と思われる（仮にLiBの取り外し作業を行った場合、**発火する危険性**がある）。
- ✓ 自社で解体しない場合は、他社に委託する必要があるが、**国内でLiBリサイクルが可能で、かつ、一般廃棄物処理施設設置許可を取得している事業者は限られている**と思われる。

④ LiB発火事故への対応

- 小型家電リサイクル協会が実施したアンケート調査によると、2023年度の二次電池に起因する火災は、**出火にいたらない火花の発生や煙の発生まで含めると1,578件発生**しており、2022年度（1,109件）に比べ大幅に増加した。
- そのうち、「出火（自力で消火）」は175件、「出火（消防隊により消火）」は6件で、**出火は計181件**であり、2022年度（87件）や2021年度（60件）に比べ大幅な増加となっている。

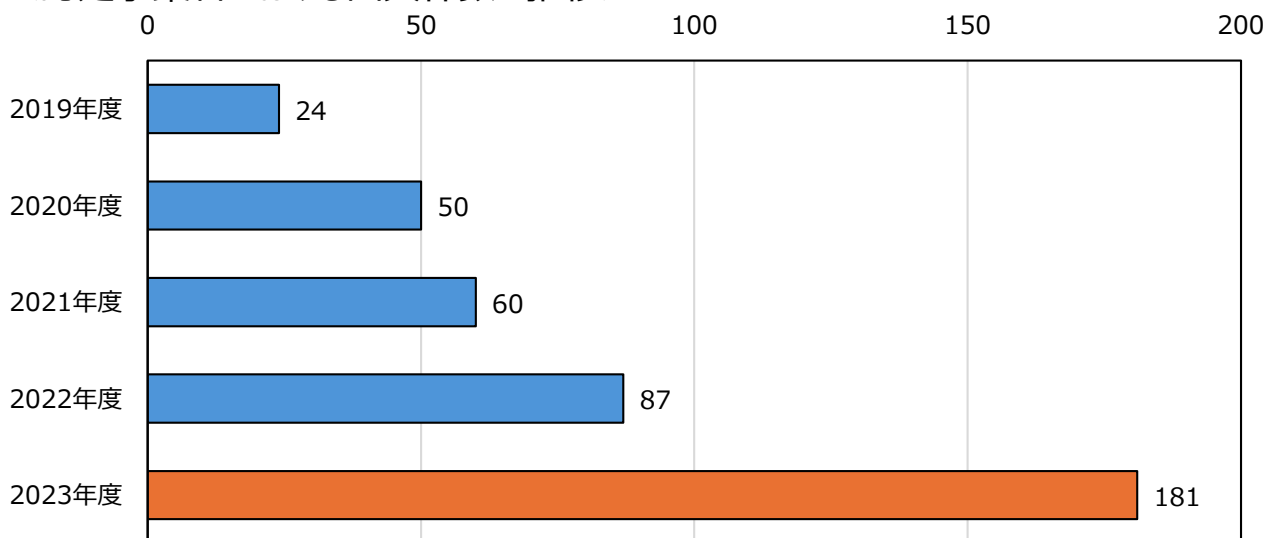
<2023年度アンケート実施概要>

調査対象者	協会加盟の認定事業者
調査対象期間	2023年4月1日～ 2024年3月31日
アンケート実施期間	2024年11月1日～ 2025年1月31日
アンケート方法	メールによる発送、回答
発送数	49社
回答数	47社（回答率94%）

<2023年度アンケート結果：火災規模別発生件数>

火花が発生 (煙、出火なし)	煙が発生 (出火なし)	出火 (自力で消火)	出火 (消防隊により消火)	その他	計
626件	670件	175件	6件	101件	1,578件

<認定事業者における出火件数の推移>



出典）（一社）小型家電リサイクル協会 アンケート調査

④ LiB発火事故への対応

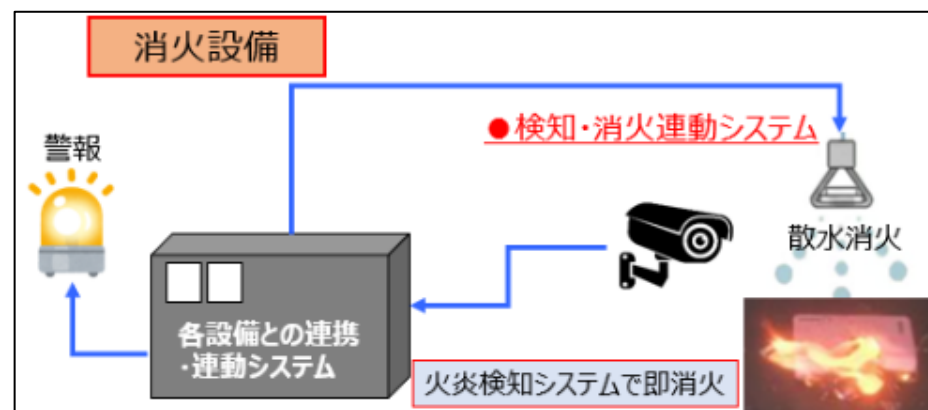
- 今回の合同会議での議論によっては、**加熱式たばこやモバイルバッテリー等**のリチウム蓄電池内蔵製品が小型家電リサイクル法の品目に追加となる可能性がある。
- 小型家電リサイクル認定事業者において、リチウム蓄電池内蔵製品の取扱量が増加した場合、**破碎工程等での発火事故が増加**し、円滑な再資源化に支障が出る懸念がある。
- 今後、小型家電リサイクル法の認定事業者において、X線等を用いたリチウム蓄電池検知機や、発煙・発火の検知消火システムなどの設備導入等の対応が必要なのではないか。

<設備導入等のイメージ（案）>

X線を用いた選別

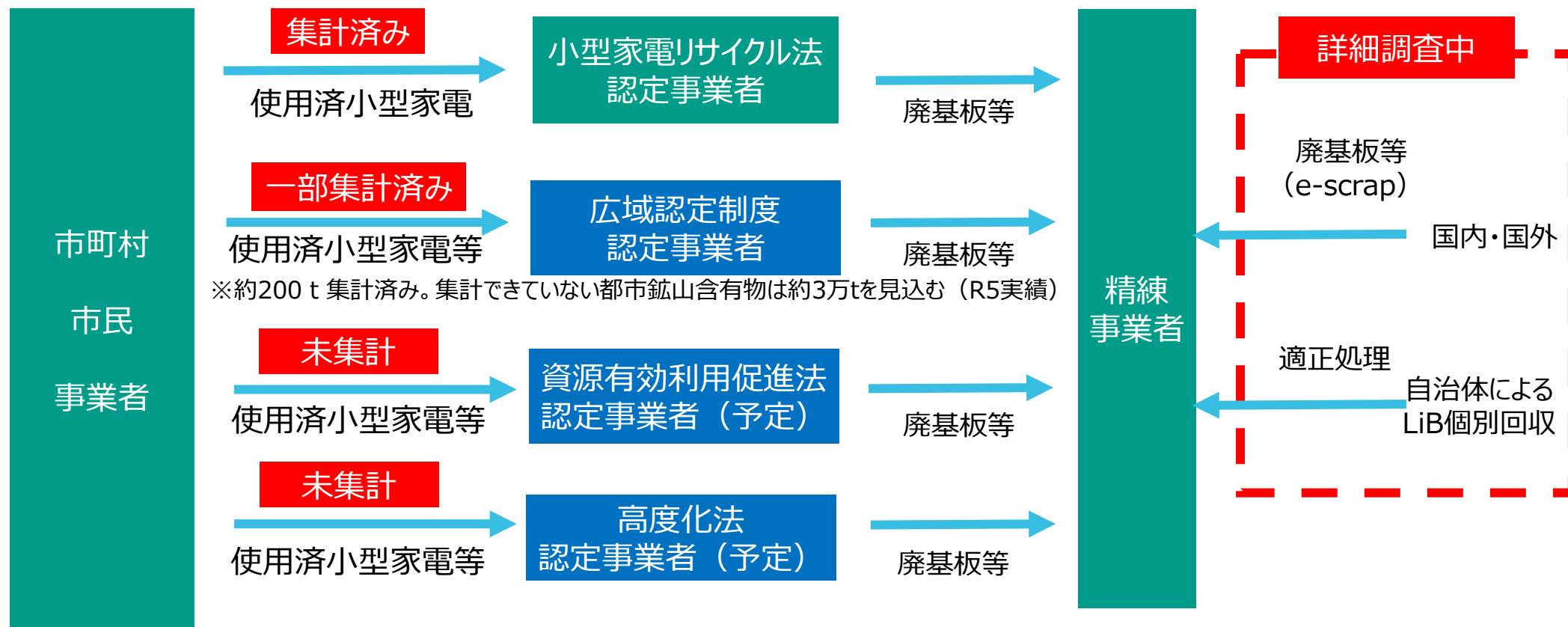


発煙・発火 検知消火システム



⑤ 小型家電リサイクル法以外により適正処理された小型家電の扱い

- 今後、**資源有効利用促進法**や**再資源化事業等高度化法**の認定制度が開始され、小型家電リサイクル制度の外で回収・再資源化される小型家電が増加し、都市鉱山からの資源回収が推進される。これらの新しい制度は小型家電リサイクル法の立法根拠でもある都市鉱山からの資源回収であるため、**小型家電リサイクル法での回収量実績報告に含めるべきではないか。**
- 国内外の**e-scrap（廃基板等）**についても、将来的に小型家電リサイクル法での回収量実績報告に含めることが可能かどうか検討してはどうか。



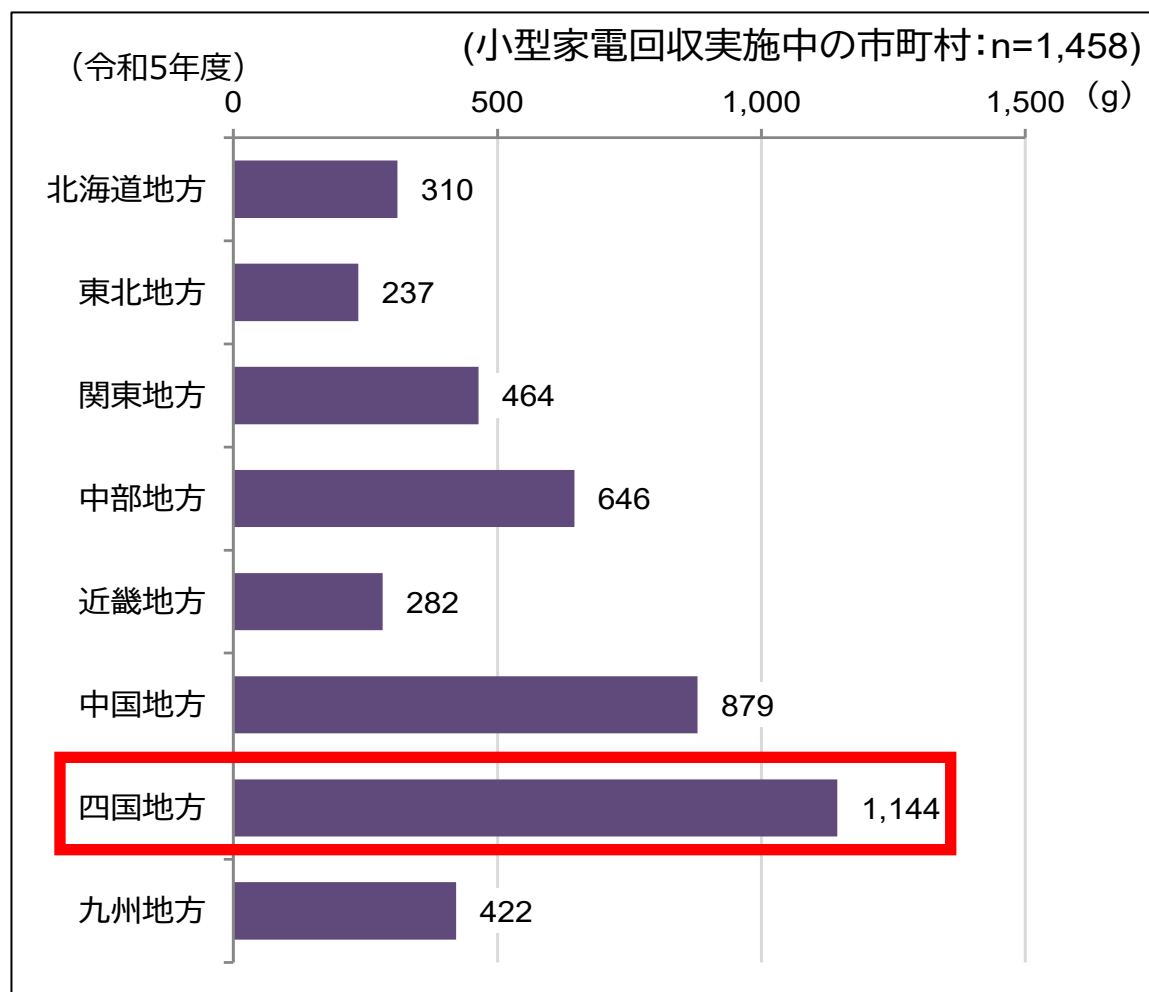
※産業廃棄物ルート的小型家電についても状況把握を検討中

3. 制度の安定化・効率化

⑥ 回収量の増加（a . 市町村による回収量の強化）

- 市町村による回収については、**1人あたり年間回収量が1kgを超えている四国地方**等の優良事例の横展開等を通じて、回収量の拡大を目指す。

＜市町村における1人あたりの年間小型家電回収量＞



四国地方が一人あたり回収量が多い理由

- ✓ 小型家電リサイクル協会の会長企業である(株)金城産業において、四国の市町村に**積極的な営業**を行い、**市町村と密な連携**を実施している。
- ✓ 四国では、**一部の小型家電だけではなく、全対象品目を回収**している市町村が多いため、回収量が多くなっている。

<参考> 金城産業株式会社 自治体との連携事例

- 金城産業(株)は、小型家電リサイクル法施行前から**自治体との連携に積極的に関わり**、地元の愛媛県では県内全自治体と提携している。認定地域の全県で**対象となる全28品目を回収し、引取単価の設定を含め、自治体が長期的に小型家電リサイクルに取り組める関係を構築**している。
- 自治体の状況に合わせ、多種多様な運搬・荷役車両による回収の実施や、回収ボックスを提供している。
- ステーション回収『エコニコ』では、地域住民が小型家電を含む様々な種類の資源物を無料で持込み可能であり、持込量に応じてポイントが貯まり、ポイントは商品券等と交換可能。その他、スーパーや自治体支所、大学等への回収ボックスの設置、イベント時の回収、環境教育等の実施を通して、小型家電リサイクルの認知度向上に尽力している。
- 四国地方の自治体における**1人あたり年間小型家電回収量1,144g**(2023年度、全国平均474g)に大きく貢献している。

金城産業

- ◆ 自治体との積極的かつ柔軟なコミュニケーション
- ◆ 自治体の状況に合わせた回収の実施等、柔軟な対応
- ◆ 特定品目に限定しない全28品目の回収
- ◆ 複数のリサイクル施設での認定取得
- ◆ ステーション回収『エコニコ』における、様々な種類（古紙・古着・アルミ缶等）の資源物の回収、持込量に応じたポイントの付与
- ◆ 市民への積極的な啓発活動



(出典) 金城産業(株)提供



関係主体の連携



自治体

- ◆ 自治体や住民の小型家電リサイクルへの参加意識向上
- ◆ 多用な小型家電回収方法の実現

消費者

- ◆ 『エコニコ』等への自主的な持込み
- ◆ 環境教育等への参加



(出典) 金城産業(株)ウェブサイト、HOME、<https://eco-kaneshiro.com/>
一般市民向けリサイクルステーション エコニコ、<https://econico.earth/>

⑥ 回収量の増加（b． 宅配便回収等、d． 産廃系小型家電）

- 小型家電リサイクル法による回収量拡大のためには、**市町村に負担をかけずに、直接市民から小型家電を回収することが効果的**と思われる。また、市民としては、回収BOX等に持ち込むには手間がかかるため、自宅にしながら排出が可能である「宅配便等による回収」の利便性が高いと思われる。
- しかしながら、宅配便事業者にヒアリングすると、小型家電リサイクルの収集運搬を行うためには、**小型家電リサイクルマークを運搬車両に表示**することや、産業廃棄物である小型家電を運搬する際の**マニフェスト管理**が**参入障壁**となっているという声もある。
- 宅配便事業者等で用いられているトレーサビリティシステム等を活用することにより、小型家電リサイクルマークの表示省略や、産業廃棄物である小型家電を運搬する際のマニフェスト管理の代替となり得るか等のモデル事業を検討している。

<モデル事業暫定案>

小型家電リサイクル法における認定申請



<参考> リネットジャパンリサイクル(株) 宅配便回収

- リネットジャパンリサイクル（株）は、宅配便回収を中心として小型家電の回収に専門的に取り組む「**回収プラットフォーム**」として、**多くの関係者（自治体・販売店・メーカー等）を巻き込みながら、回収量拡大に向けた取組**を展開している。
- **全国の市区町村と連携協定を締結し**（2025年8月現在、741市区町村・人口約9,000万人）、宅配便回収サービスを行政サービスの一環として提供。自治体による周知を支援することで宅配便回収以外の小型家電回収量も増加させている。**市民が宅配便回収を利用することで、自治体の回収・選別コストの削減に貢献している。**
- 東京都とは「小型家電の回収キャンペーン」を実施し、3か月でパソコン11万台・763トン进行回収した。東京都では現在も、廃棄物処理法の再生利用指定によりマニフェストが不要となっており、中小企業・店舗が回収に協力しやすくなっている。
- 家電量販店の店舗や主要通販サイトとも連携し、小型家電回収の取組を行っている。
- 宅配便回収による小型家電の**年間回収量は5,271トン**（2023年度）。

市区町村との連携

- 市区町村への周知方法の提案・広報媒体の無償提供等により、宅配便回収以外も含めた回収量が増加

東京都との連携

- 「小型家電の回収キャンペーン」を実施
- キャンペーン後も廃棄物処理法に基づくマニフェストが不要
- 3か月でパソコン11万台・763トン进行回収



品川駅でのPR

家電量販店との連携

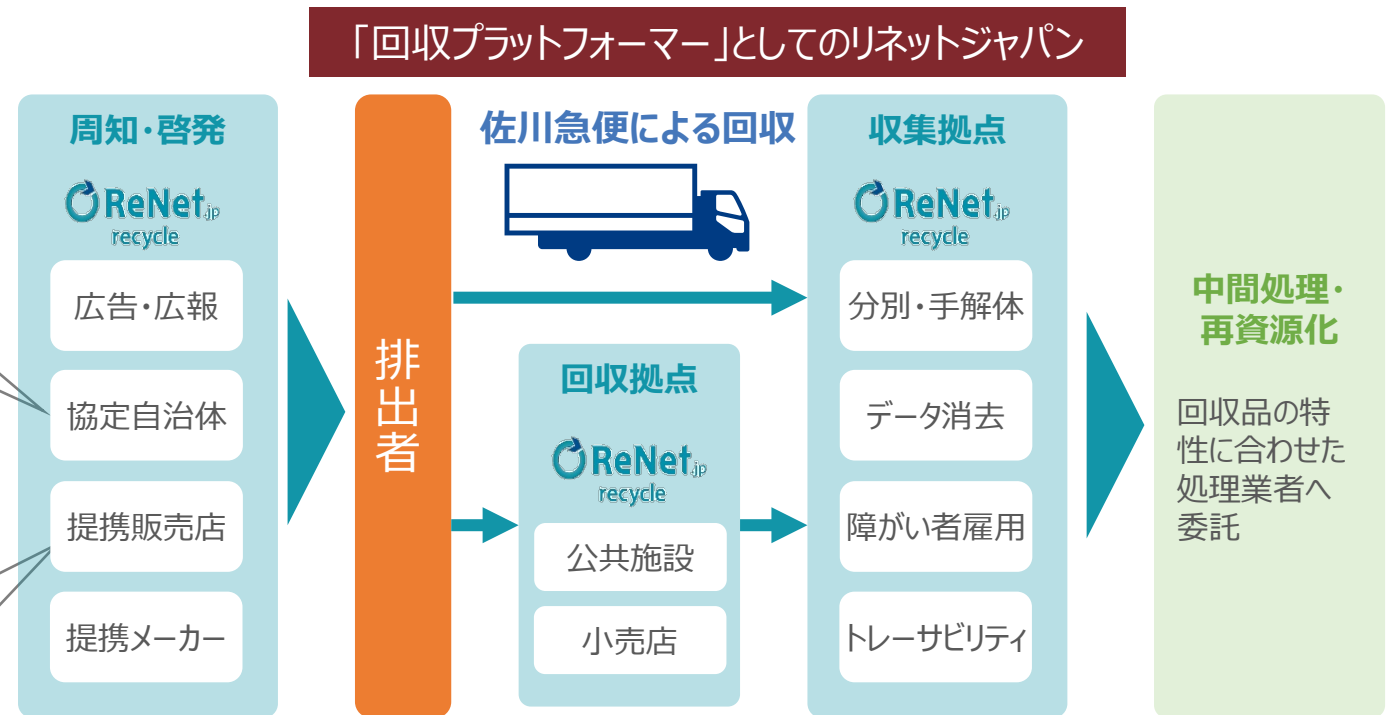
- 小型家電の購入導線上(通販ウェブサイト)での案内



パソコン・小型家電リサイクル 利用券
1,958円（税込）

回収品目400品目以上のパソコン・小型家電リサイクルサービス
自宅から宅配便で回収します。
環境省・経済産業省が認定した工場で、セキュリティ管理・適正・

☐一緒に買う



（出典）東京都との連携の写真 リネットジャパンリサイクル（株）提供

ヨドバシ・ドット・コム（各小型家電の商品購入ページ） <https://www.yodobashi.com/>

（閲覧日：2025年9月12日）

<参考> 三木鋼業(株)と(株)サカイ引越センターの連携

- 三木鋼業(株)と(株)サカイ引越センターは、**引越の際に不要になった小型家電を回収**するサービスを、徳島支社にて2025年7月より開始した。
- 引越の見積りの際に、不要な小型家電について、リユース不可なものは引越時の**無料回収サービス（全28品目）**の案内をしている。（なお、別の取組として、リユース可能なものは、買取サービスを提供している。）
- 回収した小型家電は、一旦徳島支社に保管し、一定数量貯まったら、三木鋼業(株)へ持ち込んでいる。
（三木鋼業(株)に持ち込んだ小型家電量は、7月は14顧客36点（190kg）、8月は15顧客34点（500kg）。）
- **市民から直接小型家電を回収することで、自治体の回収・選別コストの削減に貢献している。**



まごころこめておつきあい
サカイ引越センター

使用済小型家電
引越時に回収します！
資源の有効活用と環境汚染防止のため、
小型家電の回収にご協力ください。

回収対象の小型家電（例）
対象品目の詳細は裏面をご覧ください。



△対象外品目

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・電子たばこ
乾電池・充電式電池・事業で使用している小型家電

<見積時の案内>



引越の見積りの際、チラシ
にて**不要な小型家電の無
料回収サービス**をご案内



回収品有りの場合、管理票を作成、
システムに品目、個数等を入力

<引越時の回収>



引越時に
小型家電を回収



一時徳島支社に保管

<サカイ引越センターの車両で運搬>



（トラックに小型家電認定事業者マークを貼付）

<三木鋼業で処理>



三木鋼業株式会社



（出典）三木鋼業株式会社ウェブサイト、リサイクル・廃棄物処理、
<http://miki-steel.co.jp/リサイクル・廃棄物処理/>
（閲覧日：2025年9月8日）

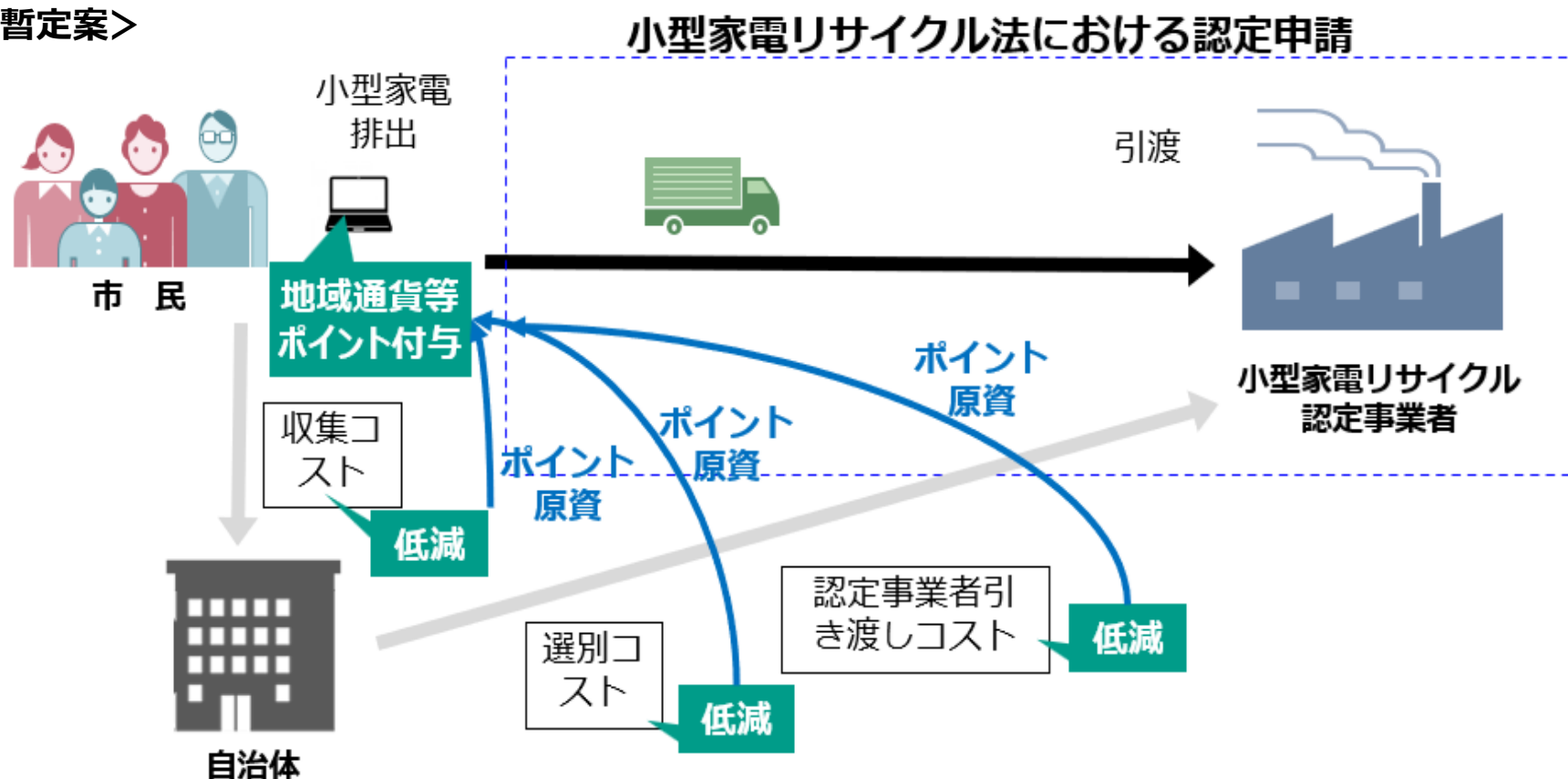
（出典）（株）サカイ引越センター提供

（出典）見積時の案内の画像、引越時の回収の画像、トラックの画像：
（株）サカイ引越センター提供

⑥ 回収量の増加（b. 宅配便回収等（地域通貨導入インセンティブ））

- 小型家電リサイクル法による回収量拡大のためには、市町村に負担をかけずに、直接市民から小型家電を回収することが効果的だと思われる。また、市民としては、回収BOX等に持ち込むには手間がかかるため、自宅にしながら排出が可能である「宅配便等による回収」の利便性が高いと思われる。
- 市民が小型家電を排出するインセンティブを得られるよう、**自治体等の地域通貨等を活用した市民へのポイント付与**を行う**モデル事業を検討している**。
- 自治体としては、市民から認定事業者への回収量が増加すればするほど、小型家電の収集・選別・認定事業者への引き渡し費用が低減されるため、その低減費用から、地域通貨ポイント付与の費用を捻出する。

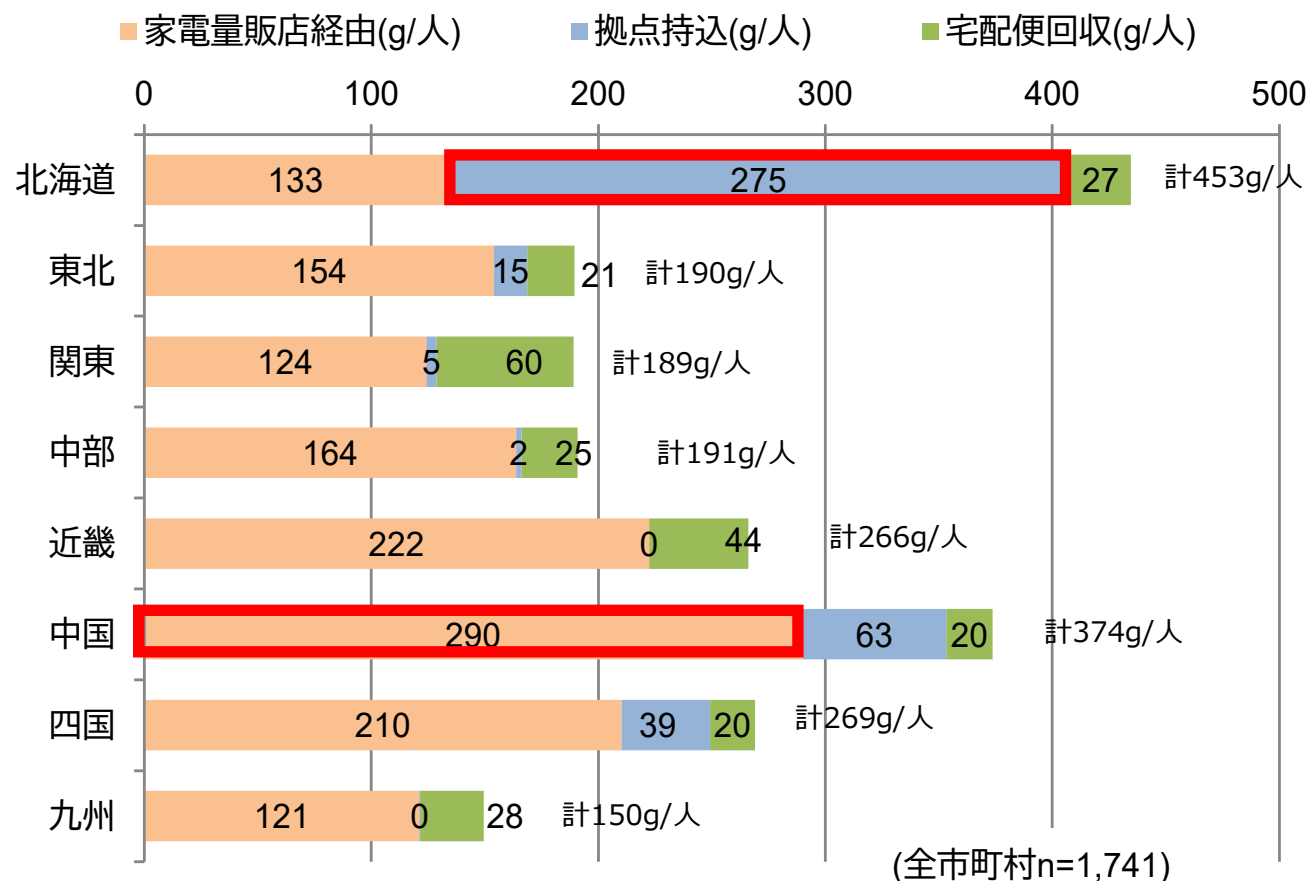
<モデル事業暫定案>



⑥ 回収量の増加（c. 家電量販店回収・回収拠点）

- **家電量販店経由での直接回収**は、**中国地方**で一人あたりの回収量が多い。中国地方の事例を参考にして、全国の大手家電量販店に対して積極的な店頭回収の働きかけを行うことが効果的と考えられる。
- **拠点経由での直接回収**は、**北海道**で一人あたりの回収量が多い。北海道の事例を参考にして、全国の認定事業者に対して積極的な回収を呼びかけることが効果的と考えられる。

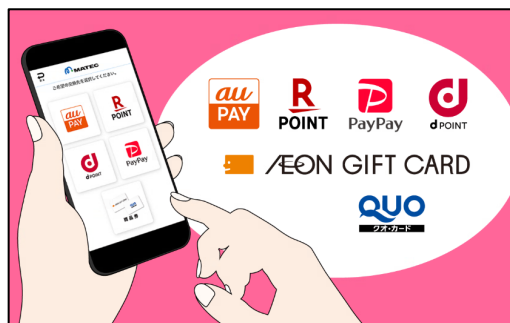
＜地方別の認定事業者の直接回収量（令和5年度）＞



<参考> (株)マテック 拠点回収事例

- (株)マテックは、北海道内27店舗で無人資源回収施設『じゅんかんコンビニ24』を運営し、古紙や金属製品、小型家電など不要になった資源物を24時間回収するサービスを実施している。
- ホームセンターを運営するDCM（株）との連携により、ホームセンターの店舗駐車場にも無人資源回収施設『リサイクルステーション』を北海道内11店舗に展開している。
- 資源回収施設では、持ち込んだ資源物の種類と重量に応じてポイントが付与され、一定数貯まると商品券等と交換できる。
- 北海道地方での認定事業者（株)マテック以外も含む）による拠点回収量（2023年度）は約275 g /人であり、これらの拠点で回収した小型家電の量が大きく貢献している。
- 小型家電の回収量が多い理由は、排出頻度が高い古紙類の排出時に小型家電も一緒に持ち込まれるためと思われる。
- 認定事業者の回収拠点で市民から直接小型家電を回収することで、自治体の回収・選別コストの削減に貢献している。

じゅんかんコンビニ24での回収 ※マテック単独



持ち込んだ資源物の種類と重量に応じて付与される「リサイクル貢献度」が500点に到達し、アンケートに回答すると、商品券や電子マネーと交換可能。

消費者

三方よし！

自治体

認定事業者

◆ 自治体のコスト低減（節税）

◆ 小型家電を含む資源物を一度に回収

- ◆ 小型家電を含む家庭の資源物を一度に処分可能
- ◆ リサイクルに貢献
- ◆ ポイントで商品に交換

リサイクルステーションでの回収

※DCMと連携



DCM店舗の駐車場に設置。
持ち込んだ資源物の種類と重量に応じて付与される「リサイクル貢献度」が200点に到達すると、DCM（株）のサービスカウンターにて200円分の商品券と引き換え可能。

<参考> (株)イー・アール・ジャパンと(株)エディオンの連携事例

- (株)エディオンは、エディオングループのリサイクル企業として、2012年に(株)イー・アール・ジャパンを設立。
- (株)エディオンは、商品の販売から修理、リサイクルまで一貫したサービスを提供している。特に販売した製品については家電リサイクル品・小型家電リサイクル品の対象品目全てを受け入れている。
- (株)エディオンの直営店（約450店舗、2025年9月現在）において、製品購入時の使用済小型家電回収に関する声かけや、店内でのポスター掲示等を通じて、使用済小型家電等の回収を積極的に行っている。
- (株)イー・アール・ジャパンは、マッサージチェア等大型のものも含め、(株)エディオンで回収している28分類100品目以上の使用済小型家電の受入・リサイクルをしている。
- エディオングループでの小型家電の回収量は年間約5,000tであり、自社ホームページで回収量を公表している。
- 店頭で市民から直接小型家電を回収することで、自治体の回収・選別コストの削減に貢献している。

<エディオンのコーポレート・メッセージ>



(出典) (株)エディオンウェブサイト、経営理念、
<https://www.edion.co.jp/corporate/philosophy>
(閲覧日：2025年9月3日)

- ◆ エディオンのコーポレート・メッセージ「買って安心 ずっと満足」に則り、お客様により便利なサービスを提供するため、**小型家電回収に積極的に取り組む**

<エディオン店内での告知ポスター>

小型家電リサイクル法
資源回収に協力しています
ご不要になった小型家電を引き取ります。

電気、電池で動作する**28商品分類、100品目以上**の機器が対象です
(家電リサイクル法対象品目、特選な取扱い工事が必要な太陽光パネル、壊損しやすい電線、蛍光灯などは対象外)

店頭持込・配送回収リサイクル料金

品目	料金
特定対象品目	無料 0円/台
小型家電	550円/台
中型家電	1,100円/台
大型家電	4,400円/台
特選品	2,200円/台

宅配便リサイクル料金
対象品目 1,958円/箱

(出典) (株)エディオン提供

<イー・アール・ジャパンの小型家電回収量 (t/年) >

	エディオン	サンキュー※	自治体
2023年度	4,988	260	1,721
2024年度	4,823	260	1,756

※サンキューは2025年4月に合併

(出典)
(株)エディオンウェブサイト、循環型社会実現に向けた取り組み、
https://www.edion.co.jp/sustainability/environment/recycling-oriented-society#r_promotion (閲覧日：2025年9月3日)

- ◆ 「循環型社会実現に向けた取り組み」として、毎年度の小型家電回収量を自社ウェブサイトで公表
- ◆ 多品目の回収を行うことで、小型家電回収量及びお客様満足度双方の最大化を実現

- ◆ 店内告知ポップ、ポスター、サービスカウンターの設置、新品購入時の声掛け等、お客様への周知徹底
- ◆ 店舗持込み以外に、配送時の引取りサービスも実施

⑦ 認定事業者のあるべき姿の実現（認定事業者の意識付け）

- 令和7年10月時点で、認定事業者は61者。認定取得後、小型家電回収・処理を**実施していない事業者**や、**特定品目（PC、スマホ等）のみ処理している事業者**も存在している。
- 「国内資源循環の推進」に係る基本方針改正案も踏まえ、**回収量の増加とリサイクル等の高度化の促進**を目的として、認定事業者に対し、**プラチナ・ゴールド事業者（仮）**という形で、その取組を評価するような制度を設け、**認定事業者の意識付け・レベルアップ**を図ってはどうか。

※法令ではなく、ガイドラインによる制度運用を想定。

<プラチナ、ゴールド事業者（仮）の選定・公表方法（案）>

- 申請・申込は不要。小型家電リサイクル法15条報告及び補完調査結果をもとに、国の方で以下の基準を満たしているかどうか確認を行い、毎年9月末までにプラチナ、ゴールドを決定し、国のHPで公表する。
- まずは、令和8年度実績分（令和9年度公表）から開始。

プラチナの基準（案） 達成事業者：1社（R5実績）

- ゴールドの基準を満たしている事業者（20社、約33%）
- 前年度実績で、選別後の**プラのリサイクル**を実施した事業者。（26社、約43%）
- 前年度実績で、選別後の**重要鉱物資源**のリサイクルを実施した事業者。（58社、約97%）
- 前年度実績で、小型家電リサイクル法ルートで**リユース**した実績がある事業者。（4社、約0.7%）

ゴールドの基準（案） 達成事業者：20社（R5実績）

- 前年度実績で、3都道府県以上の自治体からの引き取り実績がある事業者（29社、41%）
- 前年度実績で、小型家電リサイクル法ルートで処理した**実績がある**事業者。（54社、90%）
- 前年度実績で、**特定品目だけではなく、28品目**を処理した実績がある事業者（35社、約58%）
- 過去3年間、報告徴収又は不適切事案に対する行政指導を受けていない事業者。（58社、約97%）

⑦ 認定事業者のあるべき姿の実現（認定事業者の実績の公表）

- 前ページにて記載したプラチナ・ゴールドの区分けに加え、**認定事業者の実績を国のHPで公開**してはどうか。
- H P で実績を公表する目的は、使用済小型家電を排出する自治体や事業者が、地域の認定事業者を探す際の一助とするためである。
- 公開する場合は、以下のような事項を公開してはどうか。

<実績の公表方法（案）>

- 小型家電リサイクル法 15 条報告及び補完調査結果をもとに、国の方で確認を行い、**公表に同意した事業者・同意した項目のみ**、毎年 9 月末までに個社ごとの実績を、国のHPで公表する。
- まずは、令和 8 年度実績分（令和 9 年度公表）から開始。

<公表事項（案）>

- ・ 前年度における回収実績（市町村回収、拠点回収、家電量販店回収、宅配便回収、その他直接回収、産廃回収、GIGA端末回収等） ※実施している回収方法ごとの回収実績を提示する。
- ・ 前年度における再資源化実績（有用金属等の再資源化された量）
- ・ 前年度におけるプラスチックリサイクルの実績
- ・ 前年度におけるリユースの実績
- ・ 前年度に実施した情報機器端末の個人情報消去方法

小型家電リサイクル法 評価・検討のスケジュール（案）

- 今回の評価・検討では、**令和7年度末までに**数回程度の合同会議において議論を行い、**基本方針の改正案を取りまとめることを目指す。**
- 合同会議での議論を踏まえ、品目追加等が必要となった場合は、**令和8年度中に政令改正を目指す。**
- 小型家電リサイクルマークの車両表示等については、今後実施するモデル事業の結果等も踏まえ、今後の対応を検討する。

<評価・検討のスケジュール（案）>

